



表 題 部 (土地の表示)		調製	平成7年3月2日	不動産番号	0118000621325
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	葛飾区四つ木五丁目			余白	
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1745番5	池沼	45:	:	1745番2から分筆 〔昭和52年6月30日〕	
余白	宅地	45:17	:	②③昭和53年2月28日地目変更 〔平成5年10月4日〕	
余白	余白	余白	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成7年3月2日	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	平成5年9月16日 第58561号	原因 平成5年9月16日売買 共有者 葛飾区東堀切一丁目21番5号 持分10分の6 橋本昌敏 葛飾区東堀切一丁目21番5号 10分の4 橋本ナツ 順位4番の登記を移記
付記1号	1番登記名義人表示変更	平成14年11月21日 第80918号	原因 平成9年3月12日住所移転 共有者橋本昌敏の住所 葛飾区東堀切一丁目19番18号
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成7年3月2日
2	橋本ナツ持分全部移転	平成23年10月3日 第62199号	原因 平成23年1月5日相続 共有者 葛飾区東堀切一丁目19番18号 持分10分の4 橋本健児
3	橋本昌敏持分全部移転	平成28年4月8日 第23239号	原因 平成27年7月20日相続 所有者 東京都葛飾区東堀切一丁目19番18号 持分10分の6 橋本健児
4	所有権移転	平成28年6月13日 第37824号	原因 平成28年5月31日売買 所有者 東京都葛飾区東堀切一丁目21番5号 株式会社ファミリーン

権 利 部 (乙 区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	根抵当権設定	平成5年9月22日 第59946号	原因 平成5年9月22日設定 極度額 金2,000万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 葛飾区東堀切一丁目21番5号 橋本昌敏 根抵当権者 千代田区九段南一丁目3番1号 株式会社さくら銀行 (取扱店 お花茶屋支店) 共同担保 目録(第9105号) 順位3番の登記を移記
付記1号	1番根抵当権移転	平成14年11月21日 第80919号	原因 平成13年4月2日合併 根抵当権者 千代田区有楽町一丁目1番2号 株式会社三井住友銀行 (取扱店 お花茶屋支店)
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成7年3月2日
2	1番根抵当権抹消	平成14年11月21日 第80920号	原因 平成14年11月21日解除

共同担保目録			
記号及び番号	㊦第9105号		調製 平成7年7月6日
番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備
1	葛飾区四つ木五丁目 1745番5の土地	1	平成14年11月21日受付第80920号抹消
2	葛飾区四つ木五丁目 1745番15の土地	1	平成14年11月21日受付第80920号抹消
3	葛飾区四つ木五丁目 1745番地5 家屋番号 1745番5の建物	1	平成14年11月21日受付第80920号抹消
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第3条の規定により移記 平成7年7月6日
	余白	余白	平成14年11月21日全部抹消

- * 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
- * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。